吉野川市過疎地域持続的発展計画

（令和８年度～令和１２年度）

令和８年３月

徳島県吉野川市

目　　次

第１章　基本的な事項 …… １
１　市の概況 …… １
（１）市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 …… １
（２）市における過疎の状況 …… ２
（３）産業構造の変化、地域の経済的な立地特性 …… ３
２　人口及び産業の推移と動向 …… ４
３　行財政の状況 …… ７
（１）市行政の状況 …… ７
（２）市財政の状況 …… ８
（３）公共施設整備水準等の現状と動向 …… ８
４　地域の持続的発展の基本方針 …… ９
（１）基本的な考え方 …… ９
５　地域の持続的発展のための基本目標 …… １０
（１）人口に関する目標 …… １０
（２）その他、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標 …… １１
６　計画の達成状況の評価に関する事項 …… １１
（１）評価時期 …… １１
（２）評価手法 …… １１
７　計画期間 …… １１
８　公共施設等総合管理計画との整合 …… １２
第２章　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 …… １４
第３章　産業の振興 …… １６
第４章　地域における情報化 …… ２４
第５章　交通施設の整備、交通手段の確保 …… ２５
第６章　生活環境の整備 …… ２９
第７章　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 …… ３２
第８章　医療の確保 …… ３６
第９章　教育の振興 …… ３７
第１０章　集落の整備 …… ４０
第１１章　地域文化の振興等 …… ４２
事業計画（令和８年度～令和１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分 …… ４５

吉野川市過疎地域持続的発展計画

第１章　基本的な事項

１　市の概況

（１）市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①　本市過疎地域の概況

平成１６年１０月１日、麻植郡４町村（鴨島町、川島町、山川町、美郷村）が合併し、吉野川市が誕生した。このうち合併前の美郷村（以下「美郷」という。）は、昭和４５年に過疎地域対策緊急措置法（昭和４５年法律第３１号）が制定されて以来、いわゆる「過疎法」の適用を受け、合併後においても、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第３３条第２項「合併前の過疎区域適用市町村のみを過疎地域とみなす」いわゆる「一部過疎」の適用を受けてきた。

過疎地域自立促進特別措置法が令和３年３月末で失効し、令和３年４月、新たに過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための法律である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）」が施行され、同法第３条に基づき、美郷は一部過疎を引き続き適用されている。

また、令和２年国勢調査の結果を踏まえ、合併前の山川町（以下「山川町」という。）が令和４年４月１日から同法第３条に基づく一部過疎の適用を受けた。

②　自然的条件

本市は、徳島県北部のほぼ中央、吉野川の中流域南岸にあり、北は吉野川を挟んで阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接している。市の南部は四国山地の北側にあたる山地で、高越山をはじめ急峻な山々が連なっている。

本市の総面積１４４．１４㎢のうち、山川町の面積は４２．２７㎢あり、本市の西端に位置し、東は旧川島町・美郷に接し、西は美馬市、北は吉野川を挟んで阿波市と接する。山川町の中央を川田川が北流し、吉野川に合流している。山川町の平坦部は、主として吉野川・川田川の流域の沖積平野であり、また、いくつかの谷に刻まれて川田川の東部山麓に洪積層の大地が波打っている。山川町の南部山地は、四国山脈の北斜面にあたり、山は南に深く、剣山山脈が連なり、高さ２００ｍ以上の山地が総面積の５０％を占め、南東部には「阿波富士」ともいわれる高越山がそびえる。気候は温暖で穏やかであり、山川町にある「船窪つつじ公園」は、１９８５年（昭和６０年）に「船窪のオンツツジ群落」として、国指定の天然記念物に指定され、オンツツジは吉野川市を代表する木として制定されている。

本市の総面積のうち、美郷の面積は５０．４７㎢あり、東西１３㎞、南北８㎞にわたっており、四国山地の山稜に囲まれた典型的な山村で、山稜を越えて北は山川町・旧川島町に接し、南は美馬市を経て剣山山脈に連なっている。南東部は柳水峠の稜線をもって神山町と境をなし、美郷の中央部を流れる川田川に東山谷川が合流し、山川町を経て吉野川中流に注いでいる。地勢は北部斜面で険しいが、川田川から東山谷川を通り大野を経て柳水庵に至る線から南部は、緩やかな傾斜地となっている。美郷は、

ゲンジボタルの生息地として、１９７０年（昭和４５年）に美郷全体が「美郷のホタルおよびその発生地」として国の天然記念物に指定され、人々に広く親しまれている。

③ 歴史的条件

昭和３０年１月１日町村合併促進法（昭和２８年法律第２５８号）により、山瀬町及び川田町並びに三山村を分割統合して山川町に、中枝村、東山村及び三山村を分割統合して美郷村となった。市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）により、平成１６年１０月１日に麻植郡（鴨島町、川島町、山川町及び美郷村）が合併して吉野川市となり、現在に至っている。

④ 社会的、経済的条件

山川町においては、徳島県の無形文化財や日本の伝統的工芸品に指定される「阿波和紙」が有名であり、その歴史は古く、約１３００年前より始まったといわれている。近年においては、阿波和紙に新たな技術を積極的に取り入れ、デジタル印刷やインテリアに使用できる和紙など、現代の用途に合わせた多彩な和紙を展開している。次代に向けた新たな和紙文化を発信する阿波和紙伝統産業会館では、国内外のクリエイターの作成制作を支援するアーティスト・イン・レジデンスの場としても活用されており、阿波和紙を使用した芸術作品も多数生まれている。

また、美郷においては、平成１９年から美郷商工会が「キレイのさと美郷」を地域コンセプトに掲げ、「地域資源活用による新たな特産品づくりと、人の魅力による「食」と「暮らし」体験観光による地域経済の活性化」を基本方針として様々な取組を展開しており、平成２０年には、全国で初めて「梅酒特区」に認定されたことを受け、地元の酒造事業者による新ブランドの開発や梅酒に関するイベント活動等が積極的に実施されている。

これらの取組は過疎地域の活性化に大きな成果をあげているが、依然として少子高齢化は続いており、引き続き、地域の特性を活かした過疎地域の持続的な発展を支援するための対策が求められている。

（２）市における過疎の状況

① 人口

ア　山川町

山川町の人口は、表１－１（１）に示すように、昭和５５年国勢調査の１２，２４３人から令和２年国勢調査には８，９５５人と、この４０年間に３，２８８人減少し、約２６．８％の減少率となっており、人口減少が続いている状況である。

人口構成については、昭和５５年国勢調査では６５歳以上の人口比率（以下「高齢者比率」という。）は、１４．６％であったが、令和２年国勢調査では、高齢者比率は４０．６％という高い数値となっている。

一方、１５歳から２９歳までの人口比率（以下「若年者比率」という。）は、昭和５５年国勢調査と令和２年国勢調査を比較すると、８．４％減少しており、若年層の減少による過疎化と高齢化が進行している状況である。

イ　美郷

美郷の人口は、表１－１（２）に示すように、昭和５５年国勢調査の２，２５６人から令和２年国勢調査には８１２人と、この４０年間に１，４４４人減少し、約６４．０％の減少率となっており、人口減少が続いている状況である。

人口構成については、昭和５５年国勢調査では高齢者比率は、１６．８％であったが、令和２年国勢調査では、高齢者比率は５８．３％という非常に高い数値となっている。

一方、１５歳から２９歳までの若年者比率は、昭和５５年国勢調査と令和２年国勢調査を比較すると、１２．３％減少しており、若年層の減少による過疎化と高齢化が著しく進行している状況である。

② 過疎地域自立促進特別措置法に基づく対策

これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法（昭和５５年法律第１９号）、過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）、過疎地域自立促進特別措置法によって人口の流出を防ぎ、定住促進を進めるとともに、産業の振興、道路、住宅等の生活環境の整備、少子高齢化社会に対応した福祉事業の実施、教育文化施設並びに農林道新設など生産基盤の整備を進めるとともに、観光交流の推進等の各種施策を講じてきた。

③ 現在の課題

少子高齢化の進行による集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が出現し、空き家や耕作放棄地の増加、交通手段の確保や買い物等の日常生活や地域医療に対する不安、農林水産業等の産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じており、市民が住みやすさを実感できる公共サービスを維持・確保していくことが課題となっている。

④ 今後の見通し

これまでの吉野川市過疎地域持続的発展計画に基づき、推進してきた各種施策を継続するとともに、第３期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本市地方創生に資する取組の推進及び吉野川市行財政改革実施計画等、個別計画との連携による効果的な施策を本市過疎地域において展開していく。

（３）産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

人口の減少や高齢化に伴う農業生産性の低下により、耕作放棄地が年々増加している。農山村が果たしている食料生産機能、治山、治水等自然環境の保全を図るためにも第一次産業の振興施策が必要である。

また、これまで取り組んできた「食」と「暮らし」体験観光や「梅酒特区」による新商品の開発や梅酒に関するイベント活動等を、イーストとくしま観光推進機構等と連携し、行政と民間企業が一体となり、観光客誘致による観光関連産業の振興と、交

流人口拡大による地域活性化を戦略的に促進していく必要がある。

本市過疎地域の有する魅力的な資源を最大限活用する仕組みを引き続き創り上げていくことにより、地域の再生等を推進していくことが求められている。

2　人口及び産業の推移と動向

①　人口の推移と動向

本市の人口は、表１－１（３）に示すように、人口減少は進行しており、表１－３の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、本市の人口がこのまま減少を続けると２０６０年には約１８，０００人まで減少する。

また、表１－２（３）に示すように、住民基本台帳における人口の推移においても、平成２７年３月末と令和２年３月末の人口を比較すると、２，８７０人減少（減少率６．７％）しており、国勢調査の結果以上に人口減少が進行している。

今後、一層の人口減少を背景とした高齢化社会が進行する中で、高齢者が長年住み慣れた地域で、安心して暮らせる高齢者支援対策に努めるとともに、過疎地域の持続的発展を図るためには、若年層の定住促進を進めるとともに、産業の振興、生活環境の整備等の支援を講じ、人口減少対策に取り組んでいかなければならない。

②　産業の推移と動向

ア　山川町

山川町の就業人口割合は、表１－４（１）に示すように、第一次産業は昭和５５年の１７．３％から毎年減少し、令和２年には５．６％まで減少となっている。第二次産業は平成２年に４１．０％まで増加したものの、それ以降は減少し、令和２年は２７．５％まで減少となっている。第三次産業は昭和５５年の４３．６％から毎年増加し、令和２年には６２．３％まで増加となっている。

イ　美郷

美郷の就業人口割合は、表１－４（２）に示すように、第一次産業は昭和５５年の４６．５％から毎年減少し、令和２年には２１．２％まで減少となっている。第二次産業は平成２年に３５．１％まで増加したものの、それ以降は減少傾向にあり、令和２年には２８．３％まで減少となっている。第三次産業は昭和５５年の２１．９％から毎年増加し、令和２年には４５．３％まで増加となっている。

表１－１（１）　人口の推移【山川町】　　資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数 (a)	12,243人	-	12,196人	-0.4%	11,217人	-8.0%	9,910人	-11.7%	8,955人	-9.6%
0歳～14歳	2,403人	-	2,216人	-7.8%	1,386人	-37.5%	966人	-30.3%	781人	-19.2%
15歳～64歳	8,051人	-	7,778人	-3.4%	6,498人	-16.5%	5,357人	-17.6%	4,492人	-16.1%
うち15歳～29歳 (b)	2,227人	-	1,815人	-18.5%	1,543人	-15.0%	1,102人	-28.6%	875人	-20.6%
65歳以上 (c)	1,789人	-	2,201人	23.0%	3,333人	51.4%	3,556人	6.7%	3,634人	2.2%
若年者比率 ((b)/(a))	18.2%	-	14.9%	-	13.8%	-	11.1%	-	9.8%	-
高齢者比率 ((c)/(a))	14.6%	-	18.0%	-	29.7%	-	35.9%	-	40.6%	-

※ 総数には年齢不詳を含む。

表Ⅰ－１（２）　人口の推移【美郷】

資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数（a）	2,256人	-	1,848人	-18.1%	1,249人	-32.4%	957人	-23.4%	812人	-15.2%
０歳～14歳	336人	-	253人	-24.7%	97人	-61.7%	56人	-42.3%	41人	-26.8%
15歳～64歳	1,540人	-	1,142人	-25.8%	618人	-45.9%	400人	-35.3%	286人	-28.5%
うち15歳～29歳（b）	389人	-	210人	-46.0%	132人	-37.1%	64人	-51.5%	40人	-37.5%
65歳以上（c）	380人	-	453人	19.2%	534人	17.9%	501人	-6.2%	473人	-5.6%
若年者比率（(b)/(a)）	17.2%	-	11.4%	-	10.6%	-	6.7%	-	4.9%	-
高齢者比率（(c)/(a)）	16.8%	-	24.5%	-	42.8%	-	52.4%	-	58.3%	-

※ 総数には年齢不詳を含む。

表Ⅰ－１（３）　人口の推移【吉野川市】

資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数（a）	48,677人	-	48,938人	0.5%	45,782人	-6.4%	41,466人	-9.4%	38,772人	-6.5%
０歳～14歳	9,878人	-	8,670人	-12.2%	5,609人	-35.3%	4,434人	-20.9%	3,896人	-12.1%
15歳～64歳	32,203人	-	31,618人	-1.8%	27,309人	-13.6%	22,486人	-17.7%	19,597人	-12.8%
うち15歳～29歳（b）	9,092人	-	7,631人	-16.1%	6,574人	-13.9%	4,622人	-29.7%	3,907人	-15.5%
65歳以上（c）	6,596人	-	8,626人	30.8%	12,848人	48.9%	14,336人	11.6%	14,666人	2.3%
若年者比率（(b)/(a)）	18.7%	-	15.6%	-	14.4%	-	11.1%	-	10.1%	-
高齢者比率（(c)/(a)）	13.6%	-	17.6%	-	28.1%	-	34.6%	-	37.8%	-

※ 総数には年齢不詳を含む。

表Ⅰ－２（１）　人口の推移【山川町】

資料：住民基本台帳

区分		平成17年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		11,824人	-	-	10,456人	-	-11.6%	9,429人	-	-9.8%
男　（外国人住民除く）		5,616人	47.5%	-	4,964人	47.5%	-11.6%	4,480人	47.5%	-9.8%
女　（外国人住民除く）		6,208人	52.5%	-	5,492人	52.5%	-11.5%	4,949人	52.5%	-9.9%
参考	男（外国人住民）	13人	-	-	12人	-	-7.7%	25人	-	108.3%
	女（外国人住民）	101人	-	-	109人	-	7.9%	111人	-	1.8%

表Ⅰ－２（２）　人口の推移【美郷】

資料：住民基本台帳

区分		平成17年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日		
			構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		1,375人	-	-	1,076人	-	-21.7%	886人	-	-17.7%
男　（外国人住民除く）		657人	47.8%	-	514人	47.8%	-21.8%	434人	49.0%	-15.6%
女　（外国人住民除く）		718人	52.2%	-	562人	52.2%	-21.7%	452人	51.0%	-19.6%
参考	男（外国人住民）	1人	-	-	1人	-	0.0%	1人	-	0.0%
	女（外国人住民）	5人	-	-	1人	-	-80.0%	1人	-	0.0%

表Ⅰ－２（３）　人口の推移【吉野川市】

資料：住民基本台帳

区分		平成17年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		47,031人	-	-	42,909人	-	-8.8%	40,039人	-	-6.7%
男　（外国人住民除く）		22,381人	47.6%	-	20,333人	47.4%	-9.2%	19,057人	47.6%	-6.3%
女　（外国人住民除く）		24,650人	52.4%	-	22,576人	52.6%	-8.4%	20,982人	52.4%	-7.1%
参考	男（外国人住民）	63人	-	-	67人	-	6.3%	132人	-	97.0%
	女（外国人住民）	284人	-	-	259人	-	-8.8%	299人	-	15.4%

表Ⅰ－３　人口の推移と人口推計　　資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

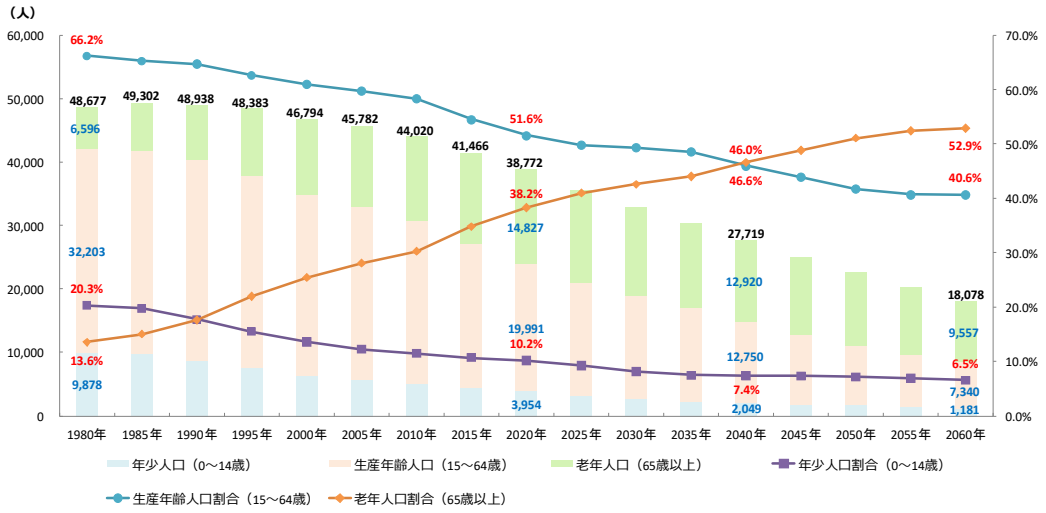

表Ⅰ－４（１）　産業別人口の動向【山川町】　　資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	6,222人	－	5,977人	-3.9%	5,059人	-15.4%	4,379人	-13.4%	4,018人	-8.2%
第一次産業就業人口比率	17.3%	－	12.7%	－	8.9%	－	5.7%	－	5.6%	－
第二次産業就業人口比率	39.0%	－	41.0%	－	31.8%	－	29.3%	－	27.5%	－
第三次産業就業人口比率	43.6%	－	46.3%	－	56.9%	－	60.5%	－	62.3%	－

※ 就業人口比率には、分類不能の産業を除く。

表Ⅰ－４（２）　産業別人口の動向【美郷】　　資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	1,331人	－	1,017人	-23.6%	586人	-42.4%	411人	-29.9%	311人	-24.3%
第一次産業就業人口比率	46.5%	－	38.3%	－	35.8%	－	29.2%	－	21.2%	－
第二次産業就業人口比率	31.6%	－	35.1%	－	27.1%	－	25.3%	－	28.3%	－
第三次産業就業人口比率	21.9%	－	26.2%	－	34.8%	－	40.6%	－	45.3%	－

※ 就業人口比率には、分類不能の産業を除く。

表Ⅰ－４（３）　産業別人口の動向【吉野川市】　　資料：国勢調査

区分	昭和55年		平成２年		平成17年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	23,968人	－	23,200人	-3.2%	20,625人	-11.1%	18,245人	-11.5%	18,276人	0.2%
第一次産業人口	4,177人	－	3,054人	-26.9%	1,878人	-38.5%	1,259人	-33.0%	1,176人	-6.6%
第二次産業人口	8,172人	－	8,050人	-1.5%	5,569人	-30.8%	4,503人	-19.1%	4,481人	-0.5%
第三次産業人口	11,598人	－	12,030人	3.7%	12,613人	4.8%	11,795人	-6.5%	12,619人	7.0%
第一次産業就業人口比率	17.4%	－	13.2%	－	9.1%	－	6.9%	－	6.4%	－
第二次産業就業人口比率	34.1%	－	34.7%	－	27.0%	－	24.7%	－	24.5%	－
第三次産業就業人口比率	48.4%	－	51.9%	－	61.2%	－	64.6%	－	69.0%	－

※ 産業人口、就業人口比率には、分類不能の産業を除く。

3　行財政の状況

（１）市行政の状況

本市の組織は、市長部局に危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、産業経済部、建設部を設置するとともに、教育委員会、その他行政委員会、議会事務局、上下水道事業に水道部を設置している。また、本庁舎がある鴨島町以外の合併前の旧２町１村には支所を設置している。

■吉野川市組織図（令和７年４月１日）

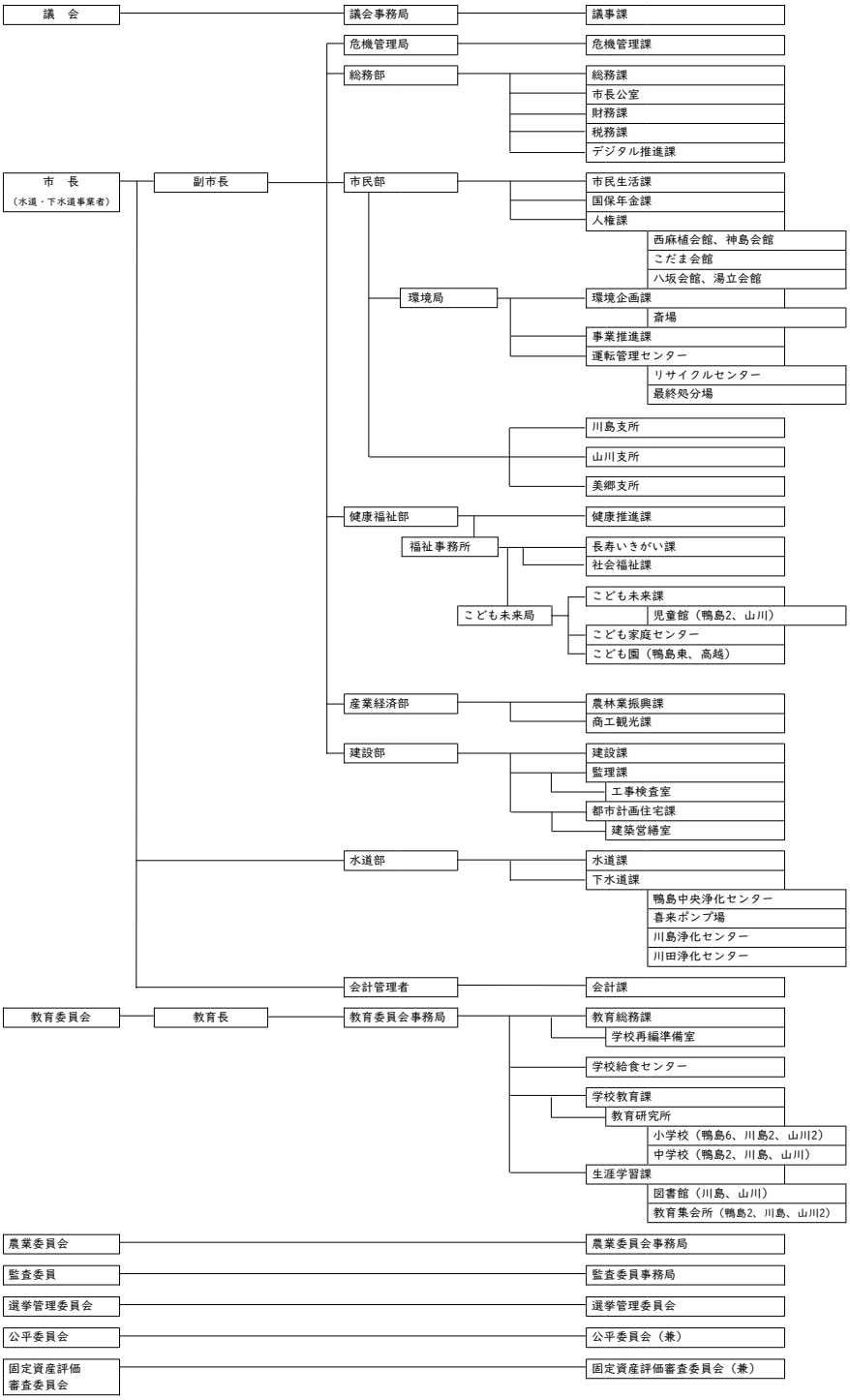

（２）市財政の状況

令和６年度の財政状況は、財政力指数０．３６９、実質公債費負担比率６．３%、経常収支比率９５．４%となっている。

今後においても、社会保障費の増加、公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、ＤＸの推進など、本市が抱える課題に順次対応していくとともに、地域の将来に関わる少子化対策・子ども政策など重要政策課題に取り組む必要があることから、財政状況は一層厳しくなることが予想される。

このため、国・県の補助事業や地方債の財源活用など、後年度の財政負担に配慮しつつ、緊急度や事業効果等を踏まえて、行財政改革実施計画等の計画的かつ重点的な展開と、「身の丈に合った予算規模」の維持に努める必要がある。

表１－５　市町村財政の状況【吉野川市】

（単位：千円、%）

区分	平成22年度	平成27年度	令和２年度	令和６年度
歳入総額（a）	21,503,474	20,668,824	26,163,515	25,282,216
一般財源	12,704,943	13,213,187	12,847,498	13,726,943
国庫支出金	3,472,180	2,590,542	7,615,441	4,648,436
都道府県支出金	1,077,379	1,249,354	1,406,460	1,528,763
地方債	2,627,000	1,660,600	1,316,734	2,325,700
うち過疎債	51,000	50,200	92,200	570,200
その他	1,621,972	1,955,141	2,977,382	3,052,374
歳出総額（b）	20,813,549	19,706,460	25,241,897	23,982,555
義務的経費	9,338,899	10,006,587	10,280,459	11,735,601
投資的経費	2,694,923	1,602,296	1,884,158	3,946,463
うち普通建設事業	2,657,483	1,522,802	1,844,782	3,893,517
その他	8,779,727	8,097,577	13,077,280	8,300,491
うち過疎対策事業費	288,911	115,334	195,137	987,640
歳入歳出差引額（c）＝（a）－（b）	689,925	962,364	921,618	1,299,661
翌年度へ繰越すべき財源（d）	77,264	92,712	265,675	649,918
実質収支（e）＝（c）－（d）	612,661	869,652	655,943	649,743
財政力指数	0.428	0.386	0.377	0.369
公債費負担比率	13.7	16.3	14.3	15.8
実質公債費負担比率	14.3	10.1	9.0	6.3
起債制限比率	9.7			
経常収支比率	86.5	88.5	96.1	95.4
将来負担比率	98.1	39.5	38.1	2.0
地方債現在高	22,194,178	23,198,382	25,704,785	20,869,879

（３）公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は次のとおりである。

今後、過疎地域持続的発展計画等により、財政状況、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

表１－６（１）　主要公共施設等の整備状況【山川町】

区分			昭和55年度末	平成２年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和２年度末
市町村道	改良率	(%)	-	-	-	31.0	32.8
	舗装率	(%)	-	-	-	77.7	78.7
農道	延長	(m)	15,949	-	1,606	3,598	686
	耕地１ha当たりの農道延長	(m)	-	-	-	-	-
林道	延長	(m)	6,306	-	-	10,346	8,323
	林野１ha当たりの林道延長	(m)	-	-	-	-	-
水道普及率		(%)	-	-	-	-	-
水洗化率		(%)	-	-	-	-	57.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数		(床)	-	-	-	-	-

※ 基礎資料の不足のため、未記載箇所あり。

表１－６（２）　主要公共施設等の整備状況【美郷】

区分			昭和55年度末	平成２年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和２年度末
市町村道	改良率	(%)	8.9	45.5	53.4	58.0	59.4
	舗装率	(%)	32.4	85.5	86.4	88.1	89.2
農道	延長	(m)	-	-	-	104	0
	耕地１ha当たりの農道延長	(m)	86.2	28.7	25.5	-	-
林道	延長	(m)	-	-	-	30,437	32,326
	林野１ha当たりの林道延長	(m)	2.5	4.0	6.6	-	-
水道普及率		(%)	-	-	-	-	-
水洗化率		(%)	3.8	8.2	7.9	-	32.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数		(床)	0	0	0	0	0

※ 基礎資料の不足のため、未記載箇所あり。

表１－６（３）　主要公共施設等の整備状況【吉野川市】

区分			昭和55年度末	平成２年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和２年度末
市町村道	改良率	(%)	6.6	34.3	41.2	44.4	46.5
	舗装率	(%)	24.2	96.8	72.4	76.3	78.4
農道	延長	(m)	-	-	-	3,702	686
	耕地１ha当たりの農道延長	(m)	20.1	5.5	15.8	-	-
林道	延長	(m)	-	-	-	41,827	41,693
	林野１ha当たりの林道延長	(m)	1.9	2.9	5.3	-	-
水道普及率		(%)	83.0	91.5	93.4	98.6	98.7
水洗化率		(%)	-	-	-	-	75.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数		(床)	-	-	-	-	955

※ 基礎資料の不足のため、未記載箇所あり。

４　地域の持続的発展の基本方針

（１）基本的な考え方

本市では、人口減少や少子化の進展による小学校の閉校、高齢化が進むコミュニティ、交通手段の確保・買い物等生活環境への不安など、過疎化や集落機能の維持・存続等の課題克服に向けた道筋をつけていく必要ある。

これまでの過疎対策により、市民生活を支える交通・情報通信基盤の整備、水道施設等の生活環境整備等に一定の成果を収めているものの、過疎地域の人口減少、高齢化率は全国を上回っており、雇用の場の不足、身近な生活交通の不足など、依然として様々な問題を抱えており、その解決が必要である。

一方で、多くの過疎地域で、人口減少の中でも移住者を中心とした都市にはない新しいライフスタイル、都市とは別の価値を持つ地方の低密度な居住空間の存在が見直されつつある。これらの動きを支え、市全体の価値を高める意味においても過疎対策は必要である。

これからは、従来にも増して、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、市内中心地域と周辺地域における「都市機能の分担」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要となっている。

過疎地域は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえたまちづくりを着実に行い、貴重な地域資源を育みながら、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えている。このようなまちづくりの成果を

尊重しつつ、今後、人と地域が躍動し安心と活力のあるまちづくりを展開していくことが必要である。

さらに、本市が保有する地域資源を活用し、まちづくりの中心的な役割を担い、情報発信力のある多様な人材を育成していくことが求められている。

過疎地域をめぐる諸情勢は、これまでの過疎法の対策により一定の成果をあげてきたが、依然として過疎化は進行しており、多くの問題を抱えている。

近年の傾向として、交流人口の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、過疎地域においても個性豊かな地域づくりとして、豊かな自然環境等の地域資源を活かした美しい景観の整備、地域文化の振興等による地域社会の形成、地域間交流と定住の促進、地域の持続的発展、子育て支援、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に取り組むことが必要であり、とりわけ生活交通、安全・安心な暮らしの確保については、重要な課題の一つでありその対策が求められる。

今後、地域団体への支援、協働により、地域が自主的、主体的な取組を行い、地域の持続的な発展を図ることが重要である。

過疎地域持続的発展計画については、このような現況を踏まえ、持続的発展の方向を検討し、次のような地域整備を進めていくこととする。

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
② 産業の振興
③ 地域における情報化
④ 交通施設の整備、交通手段の確保
⑤ 生活環境の整備
⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
⑦ 医療の確保
⑧ 教育の振興
⑨ 集落の整備
⑩ 地域文化の振興等

5　地域の持続的発展のための基本目標

（１）人口に関する目標

① 吉野川市における人口目標

本市の人口は、令和２年は３８，７７２人となっており、「吉野川市人口ビジョン」における目標人口として、国、県が示す長期ビジョンを踏まえ、中長期的な人口展望として、令和２２年に２８，６００人～２９，３００人、令和４２年に２０，６００人～２２，５００人の人口規模を維持するとともに、人口構造の若返りを目指す。

② 社会増減

「第３期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標２において、若い世代の市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するなど、移住・定住促進を図り、地域の活性化や各分野の担い手確保に努める。さらに、本市の魅力を発信し、本市を訪れる交流人口の増加や、本市とのつながりのある関係人口の増加に向けた取

組を推進することにより、令和１０年における社会増減の均衡を目指す。

③ 年間出生数

「第３期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標３において、働きながら子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられるよう、切れ目のない支援体制の構築を目指す。また、小・中学校においては、未来を担う子どもたちが時代に適応し活躍できるよう基礎学力向上の取組のほか、ＩＣＴを活用した教育の推進や英語学習の強化をすることにより、令和１０年における年間出生数について、令和５年基準（１６２人）を維持する。

（２）その他、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

「第３期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標１において、創業・起業支援及び企業誘致等の取組、地域の商工業の活性化に資する取組及び農林業の後継者育成など、地域雇用の場を確保し、安心して働ける環境づくりを推進することにより、令和１０年度における総合戦略による創業・起業支援及び企業誘致数を２２件、総合戦略による雇用創出数（農業・林業）を２８人とする。

また、「第３期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標４において、人口減少、少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりのため、まちを支える人づくりや地域力の維持・強化、スポーツ・健康まちづくりの推進、既存施設のストックマネジメントの推進、安全で安心な暮らしやすいまちづくり、デジタル技術を活かした市民サービスの向上など、魅力的な地域づくりを推進することにより、令和１０年度における地域おこし協力隊員数を１５人とする。

６　計画の達成状況の評価に関する事項

（１）評価時期

計画の達成状況については、毎年度評価を実施する。

（２）評価手法

各種事業においては、吉野川市地方創生推進協議会や吉野川市行政改革懇話会などによる外部評価を行い、その結果を公表しているほか、事務事業評価などの内部評価についても積極的に公表している。

このように本市の取組について客観性や透明性を持たせるための施策に取り組んでいるほか、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めていく。

今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの課題に対し、ＰＤＣＡサイクルによる事業検証と改善に引き続き努めていく必要がある。

７　計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

８　公共施設等総合管理計画との整合

平成２９年３月に吉野川市公共施設等総合管理計画を策定（令和５年３月改定）し、公共施設等の管理に関する基本方針を示した。過疎地域持続的発展計画においても、吉野川市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方との整合性をとりつつ、利用圏域等を勘案した施設等の集約化及び複合化等による公共施設等の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

基本方針については、次のとおりである。

① 施設保有量の削減

・既存施設の統廃合や類似機能を持つ施設の集約化を推進します

・市民の利用度が低い施設は、廃止を検討します

・インフラについては、市民の生活に不可欠であるという性格上、施設を直ちに廃止することは困難ですが、人口等の変化に応じて統廃合の検討を行います

・新規整備を検討する場合には、まちづくりの長期的な展望を踏まえて必要性・規模等を慎重に検討します

・将来的には、平成２８年度策定時点を基準（延床面積２１８，４３０㎡）として公共施設の延床面積を２８％（６１，１６０㎡）削減することを目標とします

② 長寿命化の推進

・更新費用の縮減・平準化に向けて、今ある施設をより長く使い、更新時期を遅らせるための長寿命化対策を推進します

・長寿命化対策として、これまでの「壊れたから修理する」という事後保全型の維持管理から、「壊れないように整備する」という予防保全型の維持管理へ転換し、定期的な点検・診断により施設の状態を把握するとともに、計画的に修繕や改修を行い、施設を長持ちさせます

③ 合理的で効率的な維持管理・運営の推進

・施設の大規模改修や更新を行う場合には、ライフサイクルコストの視点から、維持管理費を削減することも勘案した設計・設備・部材を導入します

・施設の整備や運営について、ＰＰＰ／ＰＦＩ等の民間活力の導入を検討し、サービス水準を向上させつつ財政負担の軽減を図ります

・利用者が一部の市民に限られる施設については、維持管理や運営を利用者自身が行うなど、サービスの受け手である市民との協力体制を構築します

・受益者負担の考え方（施設の整備によって利益を受ける人が整備費や維持管理費を負担するという考え方）に基づき、使用料などの適切な設定に努めます

④ 計画的な点検・修繕による安全性の確保

・施設の点検・診断等を計画的に行う仕組みを整え、損傷や危険箇所の早期発見に努めます

・定期的な点検・診断等の結果に基づき、事故や大規模な修繕に至る前に計画的

に修繕・改修等を行い、施設の安全性を確保します

・老朽化が著しく、危険が認められた施設については、廃止・撤去も含めた対応を検討します

・耐震性のない施設については、優先順位を定めて計画的に施設等の耐震化を推進します

⑤ 時代性に適応した施設・サービスの提供

・人口減少・高齢化による市民ニーズの変化や時代の要請等に的確に対応し、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、その他市民が必要としている機能の付加等により、施設の機能性の向上を図ります

・市民のライフスタイルの変化やニーズの多様化に合わせて、運営内容等の見直しを柔軟に行い、サービスの向上を図ります

⑥ 環境への配慮

・脱炭素化社会に向けた二酸化炭素（ＣＯ２）等の排出量の削減、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制や廃棄物の資源化、適切な維持管理による省エネルギー化など、環境負荷の低減に向けた対応を図ります

第２章　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

１　現状と問題点

少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本市独自の施策を推進していく必要がある。将来にわたって持続可能なまちづくりを行うには、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、市内中心地域と周辺地域における「都市機能の分担」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要となっている。

２　その対策

（１）住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化していく。

（２）市独自の住宅取得支援事業など、若年層への経済的支援により、若年層の市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制する。

（３）地域おこし協力隊の制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若年層の移住・定住を目的とした、総合的な機能連係を推し進める。

（４）移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	ず～っと吉野川市!!定住支援事業 （具体的な事業内容） 本市で住宅を新築・購入した４０歳未満の方に対し、補助金を交付する （事業の必要性） 移住・定住を促進するため （見込まれる事業効果等） 人口減少の緩和	市	
		わくわく移住支援事業 （具体的な事業内容） 東京圏又は大阪圏から本市	市	

		に移住し、就業・起業された方へ補助金を交付する （事業の必要性） 移住者を支援するため （見込まれる事業効果等） 人口減少の緩和 移住創業支援事業 （具体的な事業内容） 本市に移住し、市内の空き店舗を利用して起業しようとする個人・法人等に改装費等と家賃の一部を助成する （事業の必要性） 移住・定住及び地域活性化を促進するため （見込まれる事業効果等） 人口減少の緩和及び地域活性化	市	

第３章　産業の振興

１　現状と問題点

農業では、平坦部は水稲や野菜、山間部は梅、ゆず、すだちなどの果樹の生産が盛んであり、一部の地域では畜産も行われている。近年は、農業従事者の高齢化が進むとともに、農業従事者人口も減少しており、耕作放棄地の増加が課題となっている。このような状況ではあるが、平成２０年７月に美郷では全国で初めて梅酒特区の認定を受け、より小規模な主体も酒類製造免許の取得が可能となったため、新しい地場産業の創造となり、農業及び生産者の活性化が期待できるなど、他の農産物のイメージアップによる地産地消の促進など波及効果の期待も高まっている。また、土地基盤整備の状況は、平坦部では農道整備、造成等を行ってきたが、山間部では区画が不整形なため、農道、用排水路等の整備が進まず、省力化・機械化の阻害要因となっている。今後においては、本市過疎地域が持つ自然条件・立地条件を活かした特色ある農業を振興するとともに、農業が持つ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保護等の多面的機能が効果的に発揮されるような生産基盤の整備を図る必要がある。

林業では、森林の有する多面的な機能の発揮と地域林業の育成を図り、森林整備基盤である林内道路網を整備することにより、生産コストの軽減や生産性の向上を進めるとともに、林業事業体等の育成を図り、総合的な森林整備を進める必要がある。

商業では、過疎化に伴う消費者の減少、市内他区域及び近隣市町への大規模店舗の進出等による購買力の区域外流出の影響により、大きな商業発展は望めないまでも、商工会を核として経営方針の改善、サービスの向上を図り、購買力の流出防止に努めるとともに、過疎地域に流入する観光客に注目し、特産品の販売促進に努める必要がある。

観光では、多様な歴史・文化等地域性豊かな観光資源を最大限活かし、価値観の多様化・個性化等の変化も視野に入れながら、観光施設の整備や自然環境に調和した観光地づくりを推進するとともに、国指定天然記念物の船窪のオンツツジ群落、美郷のホタルなどの豊かな自然環境を活用した、都市型観光とは一味違う魅力ある観光地づくりを推進する。また、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構を中心に、県内市町村と民間企業が連携し、過疎地域の周遊・体験観光を通じた観光地域の形成を推進していく必要がある。

２　その対策

（１）林業生産基盤の整備の根幹である林道の整備を図る。

（２）観光及びレクリエーションの拠点として、観光施設の改修及び管理運営を行う。

（３）森林資源の質的な充実を促進するため、間伐事業を推進する。

（４）地域づくり活動を行う団体に対して支援する。

（５）産業の振興を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	(1)基盤整備 農業	忌部農道	徳島県	
		広域営農団地農道	徳島県	
		川田耕地整理ポンプ補修補助金	土地改良区	
		農地中間管理機構関連事業負担金	徳島県	
	林道	倉羅樫平線（新設）	市	
		林道維持補修事業	市	
	(9)観光又はレクリエーション	公園整備事業	市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業振興事業 （具体的な事業内容） 各農業団体の活動に対し、補助金を交付する （事業の必要性） 農業活動の推進及び地域活性化を促進するため （見込まれる事業効果等） 農業活動の推進及び地域活性化	市	
		川田耕地整理調査業務負担金 （具体的な事業内容） 土地改良区で行うほ場整備事業に対し負担金を交付す	土地改良区	

		る （事業の必要性） 農作業の効率化及び生産性の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 農業経営の安定化及び地域の活性化 農道維持補修事業 （具体的な事業内容） 農道の維持補修に努める （事業の必要性） 農作業の効率化及び生産性の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 農業経営の安定化及び農村環境の保全 有害鳥獣捕獲事業 （具体的な事業内容） 農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲・駆除を行う （事業の必要性） 農作物被害を軽減するため （見込まれる事業効果等） 農作物被害の軽減及び農業経営の安定化 侵入防止柵等購入補助金 （具体的な事業内容） 農作物被害を受けている農業者に対し、侵入防止柵等の購入費の一部を補助する （事業の必要性） 農作物被害を軽減するため （見込まれる事業効果等） 農作物被害の軽減及び農業経営の安定化	市 市 市	

	商工業・６次産業化	吉野川市商工会振興事業補助金 （具体的な事業内容） 団体の運営及び事業に要する経費の一部を補助し、市内商工業の振興を図る （事業の必要性） 商工業の振興を図るため （見込まれる事業効果等） 市内経済の活性化	商工団体	
		阿波吉野川地区商工会広域連携協議会負担金 （具体的な事業内容） 協議会の運営に要する経費の一部を補助し、市内商工業の振興を図る （事業の必要性） 商工業の振興を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域内経済の活性化	商工団体	
		買物支援等対策事業補助金 （具体的な事業内容） 食料品等の購入が困難な地域において、移動販売を行う事業者に対し、経費の一部を補助する （事業の必要性） 商工業の振興と買物困難者を支援するため （見込まれる事業効果等） 市内経済の活性化及び生活者支援	市	
		ブランド認証事業所支援事業 （具体的な事業内容）	民間事業者	

		本市のブランド認証事業所の生産・販売意欲の向上、販路拡大を図るために必要な経費の一部を補助する （事業の必要性） 商工業の振興を図るため （見込まれる事業効果等） 市内経済の活性化		
		農産物加工施設維持修繕事業 （具体的な事業内容） 農産物加工施設の維持管理に努め、地域の農業振興を図る （事業の必要性） 利用者の販売価格の安定及び生産拡大を図るため （見込まれる事業効果等） 地域産業の振興及び地域活性化	市	
		６次産業化加工施設整備補助金 （具体的な事業内容） 農産物の生産・加工・流通・販売を一体的に取り組む農業者に対し、施設整備費等の一部を補助する （事業の必要性） 農業の所得向上及び地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等） 地域産業の振興及び地域活性化	市	
	観光	観光施設運営事業 （具体的な事業内容） 中山間地域における地域資	市	

		源の販売等を通じて、多様な形での都市との交流を促進し、地域の活性化を図る （事業の必要性） 商工業の振興を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域内経済の活性化		
		サイクルツーリズム推進事業 （具体的な事業内容） ヒルクライムレースやサイクルツーリズム等により、自転車を活用したまちづくりを推進する （事業の必要性） 商工業の振興及び交流人口の増加を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域内経済の活性化	市	
		過疎地域観光対策事業 （具体的な事業内容） 中山間地域における豊かな自然環境等を活用した様々なイベントを通じて地域の活性化を図る （事業の必要性） 商工業の振興及び地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域内経済の活性化	地域活動団体	
		過疎地域観光等推進事業 （具体的な事業内容） 地域資源を活かした観光振	地域活動団体	

		興や特産品開発等を通じて、交流人口の増加や地域経済の活性化を図る （事業の必要性） 商工業の振興及び地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域内経済の活性化		
		キレイのさと美郷体験型観光事業 （具体的な事業内容） 体験型イベントを通して美郷の文化や生活空間を体験してもらうことで、地域の魅力を伝えるとともに地域の活性化を図る （事業の必要性） 商工業の振興及び地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等） 市内及び圏域外経済の活性化	地域活動団体	
	その他	公園管理事業 （具体的な事業内容） 公園の維持管理に努め、利用者の増加を図る （事業の必要性） 多様な年齢層が自然と触れ合える憩いや活動の場を提供するため （見込まれる事業効果等） 健康の増進及び交流の促進	市	
	(11)その他	治山事業	市	

４　産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
山川町及び美郷全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和８年４月１日～令和１３年３月３１日	

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「２　その対策」及び「３　計画（令和８年度～令和１２年度）」のとおり。

５　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）公共施設

① 物産館（スポーツ・レクリエーション系施設（レクリエーション施設・観光施設））

・利用、来場される方が気持ちよく使用できるように管理、運営を行うとともに、利用者等からの意見を参考に、可能な範囲でニーズへの対応を行い、利用者の増加を図ります

・定期点検等の実施により損傷の早期発見に努めるとともに、特に老朽化の著しい施設については早急に対応を検討します

② 農産物加工施設（産業系施設（産業系施設））

・適正な維持管理と修繕により利用者の使いやすい環境を整備していくとともに、利用者の高齢化に対応し、必要に応じて施設のバリアフリー化を推進します

・施設の点検体制を強化し、損傷の早期発見と対策の実施に努めます

（２）インフラ

① 農道・林道

・現状把握のための目視点検を実施します。その後は、定期点検や日常パトロールを継続して確実に実施します。必要に応じて、施設管理者による日常点検、台風通過後や地震発生後に施設の見回りを行う緊急点検を実施します。これらの取り組みを通じて、施設の長寿命化を図るために最適な修繕方法や修繕時期を選定します

・定期的な点検により施設の状態を把握し、施設が劣化・破損する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換することにより、施設の長寿命化を図ります

② 公園

・施設の新設・更新・修繕は、安全性の向上・コスト縮減・維持管理のしやすさに配慮し、利用条件や設置環境等、各施設の特性を考慮して行います

・定期的な点検により施設の状態を把握し、施設が劣化・破損する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へ転換することにより、施設の長寿命化を図ります

第４章　地域における情報化

１　現状と問題点

情報通信基盤の整備状況や利用状況などを十分考慮し、加えて、国が推進しているＳｏｃｉｅｔｙ５．０や本市の抱える諸問題を解決する仕組みづくりに、ＩＣＴ等を活用しつつ、継続的に住民の満足度を高められるように取り組む必要がある。今後は、マイナンバーカード等を活用し、より充実した行政のデジタル化の実現に取り組む必要がある。利用機器においても、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット等モバイル端末の保有状況が年々増加しており、ＳＮＳ等の多様な情報発信・伝達手段を利用する際にインターネット利用率が高いなど、多様な情報通信環境を望む住民ニーズが高まっている。地域での情報通信環境の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速することも期待される。

また、自然災害の発生時に、避難情報等を迅速かつ広範囲に周知するため、定期的な防災行政用無線施設の更改等を行う必要がある。

２　その対策

（１）公衆無線ＬＡＮ機器等整備・更改事業を実施し、地域での情報通信環境を支援する。

（２）防災行政用無線施設の更改を行う。

（３）地域における情報化を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政用無線施設整備事業	市	

４　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）インフラ

防災無線

・点検・診断等により危険性が認めたれた施設については、費用面・利用状況・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保します

・定期的な点検により施設の状態を把握し、施設が劣化・破損する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換することにより、施設の長寿命化を図ります

第５章　交通施設の整備、交通手段の確保

１　現状と問題点

交通体系の整備については、過疎地域内あるいは近隣市町との交通確保、時間や距離の短縮を重視してきた結果、整備は着実に進み過疎地域内のほとんどの集落に通じており、地域間の連絡も改善されてきてはいるが、全体的に道路幅員が狭小なため、その改良整備も時代の要求として急を要する課題である。また、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実にも重点を置くべきである。

一方で、身近な交通手段の確保は、高齢者や子ども、障がい者など、いわゆる交通弱者をはじめ、地域住民にとって不可欠であり、現在、美郷を運行している市営代替バスや福祉タクシーにより交通確保策を工夫しなければならない。また、本市全体における交通弱者への交通手段の確保が必要である。

２　その対策

（１）過疎地域内の市道（道路及び橋りょう）の改良等により基幹集落と他の集落を結ぶ道路網を体系的に整備する。

（２）交通手段の確保として、代替バス及び福祉タクシーの運行を図る。また、市内全体における交通弱者への交通手段を確保するため、高齢者等外出支援タクシー料金助成事業を実施する。

（３）交通施設の整備及び交通手段の確保する上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	諏訪９号線（部分改良）	市	
		麦原７号線（部分改良）	市	
		井上７号線（部分改良）	市	
		市久保・川田線（部分改良）	市	
	橋りょう	馬見尾橋（長寿命化）	市	
		田平橋（長寿命化）	市	
		暮石橋（長寿命化）	市	

		大正橋（耐震化）	市	
		城戸橋（耐震化）	市	
	その他	宮島地区排水路（新設）	市	
		諏訪地区排水路（新設）	市	
		交通安全施設整備事業	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	代替バス運行事業 （具体的な事業内容） 美郷地区内とＪＲ阿波山川駅間を１日８便、巡回運行する （事業の必要性） 公共交通空白地域における移動手段の確保及び利便性の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 地域住民の生活の足の確保及び地域活性化	市	
		高齢者等外出支援タクシー料金助成事業 （具体的な事業内容） 移動手段を有しない交通弱者の方に、タクシー料金の一部を助成する （事業の必要性） 高齢者や免許返納者、自家用車を持たない市民の生活の足を確保するため （見込まれる事業効果等） 地域住民の生活の足の確保及び地域活性化	市	

	交通施設維持	市道維持補修作業 （具体的な事業内容） 市道の維持管理に努める （事業の必要性） 一般交通の安全と円滑を確保するため （見込まれる事業効果等） 交通安全の確保及び円滑な交通の維持	市	
		橋りょう点検（長寿命化） （具体的な事業内容） 道路法に基づき橋長２ｍ以上の橋りょうについて、５年に１回の近接目視による点検を行う （事業の必要性） 橋の劣化による事故や崩落を防ぎ、利用者の安全を確保するため （見込まれる事業効果等） 安全確保及び長寿命化によるコスト削減	市	
		交通安全施設維持修繕事業 （具体的な事業内容） 交通安全施設の維持修繕に努める （事業の必要性） 一般交通の安全と円滑を確保するため （見込まれる事業効果等） 交通安全の確保及び円滑な交通の維持	市	

４　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）インフラ

① 道路

・施設管理者の目視による点検を実施するとともに、台風通過後や地震発生後には、市道の見回りを行う緊急点検を実施します

・点検や通報等を受け、現地確認・診断等により危険が認められた場合には、費用面・通行状況・優先度などを考慮し計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保します

② 橋りょう

・５年に１回の近接目視を基本とする点検を実施するとともに、必要に応じて、施設管理者による日常点検、台風通過後や地震発生後に施設の見回りを行う緊急点検を実施します

・点検・診断等の履歴に関する情報は、蓄積・共有化を行い、今後の劣化予測等に活用します

・点検・診断等の結果、危険性が認められた施設については、費用面・利用状況・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保します

第６章　生活環境の整備

１　現状と問題点

過疎地域における生活環境については、生活様式の変化に伴い、廃棄物の処理及び生活排水等による水質の汚濁等の問題が増加する傾向を踏まえ、住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道施設の適切な維持管理、廃棄物、し尿の衛生的な処理を実施し、均衡ある生活環境の改善を図ることが必要である。浄化槽の計画的な整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する必要がある。

環境衛生については、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした持続的な発展が可能な循環型社会に向けた取組を進める必要があることから、令和７年１１月から新たに市単独でごみ処理施設の運営を開始している。

消防については、徳島中央広域連合に加入している。特に過疎化が進む美郷は、消防団の担い手が不足している。そのため地域防災力を高める必要があり、消防団の減員を補完する上で、消防団ＯＢや女性等を登用するなど、特定の役割を担う機能別消防団の加入を促進している。また、防災訓練、研修を通じ、地域住民の防災意識と連帯感を高めるよう、自主防災組織に対して支援する必要がある。

２　その対策

（１）汚水処理施設の計画的な整備を図る。

（２）機能別消防団の加入促進や自主防災組織に対して支援する。

（３）生活環境の整備を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５　生活環境の整備	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水処理施設整備事業	市	
	農業集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	市	
	(5)消防施設	消防団詰所整備事業	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	浄化槽設置整備事業 （具体的な事業内容） 補助金を交付することで、既存の単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併浄化槽	市	

		への転換を促進する （事業の必要性） 汚水処理人口率の向上及び水質汚濁防止のため （見込まれる事業効果等） 水質保全及び生活環境の向上		
	防災・防犯	自主防災組織育成事業 （具体的な事業内容） 自主防災組織が実施する防災訓練･防災研修等に対し、補助金を交付する （事業の必要性） 平常時の訓練や連携強化により、地域防災力の強化を図るため （見込まれる事業効果等） 災害発生時の共助活動による被害の軽減	自主防災組織	

４　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）公共施設

消防団詰所（行政系施設（消防施設））

・今後も施設を良好な状態に維持できるよう、各消防団分団による点検を行い、損傷の早期発見と対策の実施に努めます

・災害時には、防災拠点の中枢となるため、計画的に災害時の拠点機能の強化を図ります

（２）インフラ

下水道

・下水道施設については、簡易な目視・状態点検を、施設の規模に応じて日常・月・年のスパンで実施します

・公共下水道については、ストックマネジメント計画策定時に設備全体診断（処理区ごと）を実施することとし、農業集落排水施設については、機能強化対策工事を実施するものとします

・年間を通じ２４時間常に放流基準を遵守する必要があることから、適正な維持管理を行い、優先度を考慮しながら計画的に修繕・改築を実施していきます

・従来の壊れてから直す事後保全型から、設備ごとに状態保全型、時間保全型、事後保全型に分類した上で計画的に改修（部分・全体）を実施し、長寿命化を図ります

第７章　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

１　現状と問題点

過疎地域における少子化が顕著な問題となっている。令和２年国勢調査では、１４歳以下人口が８２２人で、総数に占める割合は８．４％、令和２年３月末現在の住民基本台帳では、同１４歳以下人口が８６３人で、総数に占める割合は８．３％となっており、今後も子どもの減少が続くと予想される。少子化のさらなる進行を抑制するとともに、未来を担う子どもたちがたくましく健やかに育つよう、子育て支援を充実させる必要がある。

過疎地域共通の問題として、平均寿命の伸びと若年層を中心とした人口の流出に伴い、高齢化が急速に進行している。過疎地域においても、令和２年国勢調査で６５歳以上人口が４，１０７人で、高齢者比率が４２．０％、令和２年３月末現在の住民基本台帳では、６５歳以上人口が４，２７４人で、高齢化率が４０．８％となっており、今後もこの傾向は強まるものと予想され、高齢者の保健及び福祉の充実は重要な課題となってきている。

介護保険制度における要介護の認定審査、保険給付、サービスの質及び量の確保、供給体制の整備を推進するとともに、高齢者が安心して自宅で生活できるよう、緊急時の通報手段の確保や在宅介護についての悩みや相談について、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携を強化し、支援する必要がある。

また、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者の割合は増加すると見込まれる。認知症は、誰もがなりうるものであるという認識のもと、認知症があってもなくても、その地域で暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

２　その対策

（１）安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援サービスの充実を図る。

（２）高齢者が安心して生活できるよう、緊急通報装置の貸与や在宅介護支援センターで在宅介護等の相談業務を行う。

（３）国が策定した「認知症施策推進大綱」を踏まえた「第９期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、行政、医療、福祉、民間事業者、市民が一体となって、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ、総合的に実施していけるよう、支援体制の整備と関係機関の連携強化を推進する。

（４）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	出産祝金 （具体的な事業内容） 出生児の親に対して祝金を支給する （事業の必要性） 子育て支援を推進するため （見込まれる事業効果等） 地域活性化及び福祉の増進	市	
		育児用品購入費助成事業 （具体的な事業内容） 育児に必要な用品の購入費の一部を助成する （事業の必要性） 子育て支援を推進するため （見込まれる事業効果等） 子育て世帯の経済的負担の軽減及び市内経済の活性化	市	
		とくしま在宅育児応援クーポン事業 （具体的な事業内容） 在宅で育児をしている保護者を対象に、子育て支援サービス等に使用できるクーポン券を交付する （事業の必要性） 子育て支援を推進するため （見込まれる事業効果等） 子育て世帯の経済的負担の軽減	市	
		病児・病後児保育事業 （具体的な事業内容）	市	

		集団保育や家庭保育が困難な病児・病後児を病院で一時的に保育する （事業の必要性） 子育て支援を推進するため （見込まれる事業効果等） 保護者の就労継続及び子どもの安全・安心の確保		
		妊婦のための支援給付事業 （具体的な事業内容） 相談支援と経済的支援を実施することにより、安心して出産、子育てができる環境をつくる （事業の必要性） 妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため （見込まれる事業効果等） 人口減少の緩和	市	
	高齢者・障害者福祉	緊急通報装置貸与事業 （具体的な事業内容） 一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与する （事業の必要性） 定期的な安否確認及び緊急時の迅速な対応を図るため （見込まれる事業効果等） 緊急時の迅速な対応及び利用者の不安軽減	市	
		在宅介護支援センター運営事業 （具体的な事業内容） 自宅で安心して生活できるよう介護等に関する相談及び福祉サービスの代理申請	民間事業者	

		等を行う （事業の必要性） 高齢者及びその家族等の福祉の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 要介護状態の重度化防止と自立支援、家族の介護負担の軽減		

第８章　医療の確保

１　現状と問題点

美郷では、現在診療所が１ヵ所あるが医師が常駐しておらず、眼科、耳鼻科、歯科等の専門診療科目は対応ができていないため、通院には移動手段が必要となっている。夜間、休日における緊急患者の診療については、夜間・休日在宅当番医制度や小児救急医療体制を確立している。

また、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、疾病の早期発見と予防に努める必要がある。

救急患者の搬送については、徳島中央広域連合において行われているが、山間部でへき地が多いため、搬送時間の短縮に向けた道路整備も重要な課題である。

２　その対策

（１）乳幼児から高等学校修了前までの医療費を助成することにより、家庭の負担軽減と疾病の早期治療を促進する。

（２）過疎地域の市道の改良、舗装により基幹集落と他の集落を結ぶ道路網を体系的に整備する。

（３）医療の確保を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	子どもはぐくみ医療費助成制度 （具体的な事業内容） 児童に係る医療費を助成する （事業の必要性） 子育て支援を推進するため （見込まれる事業効果等） 子育て世帯の経済的負担の軽減及び疾病の早期発見と治療の促進	市	

第９章　教育の振興

１　現状と問題点

本市では、平成３１年３月に「第２期吉野川市教育振興計画」を策定し、令和５年度には本計画策定から５年間の成果と課題をまとめた上で、推進プログラムの内容を見直したところである。策定内容の基本理念として、学校・家庭・地域の相互理解と協力・連携の中、子どもたち一人一人に思いやりの心を育み、２１世紀を生き抜く力の基礎を自ら培う学校教育を推進することとしている。

令和７年５月１日現在、過疎地域の小学生は３１９名、中学生は１８４名である。

学級編成や教育環境等が大きな課題となっていたことから、将来を担う子どもたちにより望ましい教育環境を整えるため、平成３０年度に「吉野川市学校再編計画」に基づき、美郷及び山川町の一部の小学校を統合し、山川町に高越小学校を整備した。

また、「吉野川市幼保再編構想」に基づき、美郷及び山川町の一部の幼稚園・保育所の再編を行い、山川町に高越こども園を整備した。

今後についても、高越小学校に通学する児童及び美郷から山川中学校に通学する生徒のため、教育環境の整備として、スクールバス運行による通学手段の確保を図る必要がある。

また、ＧＩＧＡスクール構想により整備した児童生徒１人１台端末を積極的に活用し、公正に個別最適化された学びと共同的な学びを推進していく必要がある。

２　その対策

（１）教育環境の整備として、スクールバスを整備・運行し円滑かつ安心な通学手段の確保を図る。

（２）教育の振興を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	市	
	屋内運動場	学校施設整備事業	市	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業	市	

		（具体的な事業内容） 遠隔地から通学する児童生徒の登下校のため、スクールバスを運行する （事業の必要性） 児童生徒の安全確保及び教育環境の維持・向上を図るため （見込まれる事業効果等） 児童生徒の通学の安全性向上及び保護者の負担軽減		
	生涯学習・スポーツ	体育施設維持修繕事業 （具体的な事業内容） 体育施設の維持管理に努め、利用者の増加を図る （事業の必要性） スポーツ・運動及び地域交流、健康増進を図るため （見込まれる事業効果等） 地域住民の交流及び健康の増進	市	
		美郷一周駅伝実施事業 （具体的な事業内容） 美郷地区をコースとした駅伝大会を実施する （事業の必要性） 県内でも数少ない駅伝大会の実施と交流人口の増加を図るため （見込まれる事業効果等） 地域の活性化及び地域交流の促進	市	

4　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（Ｉ）公共施設

① 体育施設（スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設））

・照明の取り替え、消耗品の交換などに迅速に対応し、市民が快適に利用できる環境を整備するとともに、市民や関係者からの意見を参考に、可能な範囲でニーズへの対応を行い、利用者の増加を図ります
・今後も継続して担当者、スポーツ推進員で施設を点検し、損傷の早期発見に努めます

② 小・中学校（学校教育系施設（学校））
・施設の老朽化に伴い、施設利用者の活動に支障が出ることも予想されるため、施設利用者の理解も得られるように維持管理を行います
・今後も学校及び市で連携をし、施設の損傷の早期発見を図ることにより、修繕コストの削減に努めます

第１０章　集落の整備

１　現状と問題点

過疎地域の集落を取り巻く状況は、人口減少や高齢化などにより、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、貴重な地域文化の継承等、多くの課題を抱えている。

また、令和７年４月１日現在、過疎地域には自治会が９８組織（山川町７０組織、美郷２８組織）あるが、人口の減少などにより相互扶助等伝統的な集落機能の低下傾向が見受けられ、集落を維持する上での課題となっている。

２　その対策

（１）コミュニティ機能の維持・活性化を図るとともに、高齢化した住民により構成される地域社会が健全に維持されるよう、自治会組織活動の支援をする。

（２）旧種野小学校を改修・整備した中山間地域交流拠点施設「たねのや」を活用し、特色ある地域づくりと市民等の幅広い交流の促進と地域の活性化を図る。また、廃校となった他の学校施設の利活用を検討し、既存施設の有効活用を促進する。

（３）集落の整備を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
９　集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	山川地域総合センター整備事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	中山間地域交流拠点施設運営事業 （具体的な事業内容） 中山間地域における豊かな自然環境等を活用した宿泊施設及び地域交流拠点施設として、特色ある地域づくりによる地域の活性化を図る （事業の必要性） 交流人口の増加による地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等）	市	

		地域の活性化及び地域交流の促進		

４　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）公共施設

① 山川地域総合センター（行政系施設（庁舎等））

・点検体制を強化し、損傷の早期発見に努めるとともに、予防保全として計画的に更新の必要なものについては、修繕を行います。また、来庁者のニーズに対応し、施設の改善を図っていきます

・災害時の拠点となるため、拠点機能の強化に向けて設備等の更新を計画的に行っていきます

② 中山間地域交流拠点施設（その他（その他））

・廃校となった旧種野小学校・幼稚園は用途変更のため改修し、令和３年度より吉野川市中山間地域交流拠点施設として開設しました

・貸付施設の維持管理は、借り主が実施することとしていますが、老朽化が著しい施設については、市においても点検を実施し、周辺住民に損害を与えないよう今後の施設のあり方を検討します

第１１章　地域文化の振興等

１　現状と問題点

地域特有の伝統文化、生活文化の振興は、文化に対する関心を高め、心の豊かさと潤いをもたらす。このような効果をもたらすために、地域固有の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用と継承に努め、地域の文化資源を核とした特色ある文化の創造・支援を図る。

２　その対策

（１）地域固有の「生活」「文化」「歴史」について、情報収集・分析し、文化施設等での発信を図るとともに、地域文化を支える人材の発掘や育成を支援する。

（２）過疎地域における文化財を保護するため、点検・清掃、環境整備、虫害等の防除などの日常的な管理を実施する。

（３）地域文化の振興等を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

３　計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化施設整備事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	美郷宝さがし探検隊活動事業 （具体的な事業内容） 美郷地区の生活・文化・風習及び自然を保全し、地域資源を活かしたまちづくり活動を行うことで、地域の活性化を図る （事業の必要性） 交流人口の増加による地域活性化を図るため （見込まれる事業効果等） 地域の活性化及び地域交流の促進	地域活動団体	

		地域文化振興事業 （具体的な事業内容） 地域に根付いた文化芸術の次世代への継承及び地域振興等への活用を図る （事業の必要性） 文化芸術の価値や魅力の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 地域文化の維持・振興及び地域の活性化	地域活動団体	
		文化施設運営事業 （具体的な事業内容） 文化施設及び文化的・歴史的資料の維持管理に努め、利用者の増加を図る （事業の必要性） 文化芸術の価値や魅力の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 地域文化の維持・振興及び地域の活性化	市	
		文化財清掃管理事業 （具体的な事業内容） 文化財を良好な状態に保つための維持管理を行う （事業の必要性） 文化芸術の価値や魅力の向上を図るため （見込まれる事業効果等） 地域文化の維持・振興及び地域の活性化	市	

４　公共施設等総合管理計画等との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

（１）公共施設

文化施設（市民文化系施設（文化施設））

・利用圏域が市全体を対象としている施設であるため、直営か指定管理により、適切に管理することとします
・施設管理者による施設の定期点検を実施し、損傷の早期発見に努めます

事業計画（令和８年度～令和１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	ず～っと吉野川市!!定住支援事業 わくわく移住支援事業 移住創業支援事業	市 市 市	人口減少対策に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
２　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業振興事業 川田耕地整理調査業務負担金 農道維持補修事業 有害鳥獣捕獲事業 侵入防止柵等購入補助金	市 土地改良区 市 市 市	過疎地域における地域の活性化と地域交流の促進に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
	商工業・６次産業化	吉野川市商工会振興事業補助金 阿波吉野川地区商工会広域連携協議会負担金 買物支援等対策事業補助金 ブランド認証事業所支援事業 農産物加工施設維持修繕事業 ６次産業化加工施設整備補助金	商工団体 商工団体 市 民間事業者 市 市	
	観光	観光施設運営事業 サイクルツーリズム推進事業 過疎地域観光対策事業 過疎地域観光等推進事業 キレイのさと美郷体験型観光事業	市 市 地域活動団体 地域活動団体 地域活動団体	

	その他	公園管理事業	市	
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	 代替バス運行事業 高齢者等外出支援タクシー料金助成事業 市道維持補修作業 橋りょう点検（長寿命化） 交通安全施設維持修繕事業	 市 市 市 市 市	過疎地域における公共交通手段及び道路網の確保に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
5　生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境 防災・防犯	 浄化槽設置整備事業 自主防災組織育成事業	 市 自主防災組織	生活環境の保全及び地域防災力に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	 出産祝金 育児用品購入費助成事業 とくしま在宅育児応援クーポン事業 病児・病後児保育事業 妊婦のための支援給付事業 緊急通報装置貸与事業 在宅介護支援センター運営事業	 市 市 市 市 市 市 民間事業者	過疎地域における子育て環境及び高齢者の保健・福祉の向上に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
7　医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	 子どもはぐくみ医療費助成制度	 市	過疎地域における医療の確保に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ

8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ	 スクールバス運行事業 体育施設維持修繕事業 美郷一周駅伝実施事業	 市 市 市	児童・生徒の安全な通学手段を確保する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	 中山間地域交流拠点施設運営事業	 市	地域コミュニティの強化、市民等の幅広い交流の促進等を図る事業であり、施策の効果が将来に及ぶ
10　地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	 美郷宝さがし探検隊活動事業 地域文化振興事業 文化施設運営事業 文化財清掃管理事業	 地域活動団体 地域活動団体 市 市	過疎地域における地域文化及び文化財の保護等に資する事業であり、施策の効果が将来に及ぶ